宮城県 緊急事態宣言 発令中（期間：3月18日から5月5日）

新型コロナウイルス感染症

支援制度のお知らせ

令和３年４月【第８報】

もくじ

1．経済・生活面の支援
（1）給付金（国給付）
■ 子育て世帯生活支援特別給付金（ひとり親世帯） p. 1
■ 子育て世帯生活支援特別給付金（低所得の子育て世帯） p. 1
（2）税金や保険料等の減免・猶予
■ 国民健康保険税の減免 p. 2
■ 後期高齢者医療保険料の減免 p. 2
■ 介護保険料の減免 p. 3
■ 個人市県民税、固定資産税、国民健康保険税の徴収猶予 p. 3
■ 介護保険料の徴収猶予 p. 4
■ 奨学資金の償還猶予 p. 4
2．申請期限の延長
■ 生活福祉資金（緊急小口資金）貸付【特例貸付】〔実施期間の延長〕 p. 4
■ 生活福祉資金（総合支援資金）貸付【特例貸付】〔実施期間の延長〕 p. 4
3．新型コロナウイルス感染症拡大防止協力金について p. 4

1．経済・生活面の支援

（1）給付金（国給付）

子育て世帯生活支援特別給付金（ひとり親世帯）を給付します

市民生活部子育て支援課
☎22-2360

◆子育て世帯生活支援特別給付金（ひとり親世帯）とは

下記の「対象となる方」に、児童数及び家計状況に応じて国から給付するものです。

◆対象となる方は

次のいずれかに該当する方。

（1）令和３年４月分の児童扶養手当の受給者
（2）公的年金給付等を受けていることにより児童扶養手当の受給を受けていない方
（3）児童扶養手当の受給資格者で、新型コロナウイルス感染症の影響を受けて家計が急変し、直近の収入が児童扶養手当の対象となる基準まで減少した方

◆給付金額は　児童一人当たり　５万円

◆申請方法は

（1）に該当する方
申請は不要。５月までに児童扶養手当登録口座へ振り込みを予定しています。

（2）及び（3）に該当する方
申請が必要となりますので、申請書類等を提出してください。
申請期間は、令和４年２月28日までです。

◆申請に必要なものは

申請書類、振込口座と口座名義がわかる通帳等の写し、本人確認書類、収入が大きく減少したことがわかる書類等（給与明細など）

子育て世帯生活支援特別給付金（低所得の子育て世帯）を給付します

市民生活部子育て支援課
☎22-2360

◆子育て世帯生活支援特別給付金（低所得の子育て世帯）とは

低所得の子育て世帯に、児童数に応じて国から給付するものです。

※現在、国において本制度の詳細を検討中です。詳細については、決まりしだい市ウェブサイト等でお知らせします。

（２）税金や保険料等の減免・猶予

国民健康保険税を減免します

総務部税務課　☎22-1121
各総合支所市民サービス課

◆対象となる世帯は

国民健康保険に加入している世帯で、次のいずれかに該当する世帯

1．新型コロナウイルス感染症により、世帯主が死亡又は重篤な傷病を負った世帯（り患世帯）
2．新型コロナウイルス感染症の影響により、世帯主の収入の減少が見込まれ、以下の全てに該当する世帯（減収世帯）
　◇世帯主の令和３年分の事業収入、不動産収入、山林収入又は給与収入（事業収入等）のいずれかの減少額が、前年のその収入の３０％以上であること。
　◇世帯主の前年の合計所得金額が１,０００万円以下で、減少した事業収入等に係る所得以外の前年所得額の合計が４００万円以下であること。

◆申請期間は　令和４年３月31日まで

◆減免の対象となる国民健康保険税

	普通徴収	特別徴収
令和３年度	１期～１０期	４月～翌２月

◆申請に必要なものは

申請書、以下の事実が確認できる書類（写し可）
【り患世帯の場合】
◇医師の診断書、死亡診断書など
【減収世帯の場合】
◇事業の内容が分かるもの（登記簿謄本など）
◇昨年の収入が分かるもの（給与所得の源泉徴収票、確定申告書の控えなど）
◇令和３年１月から申請する月までの収入が分かるもの（給与明細書、収入と必要経費が確認できる帳簿など）
【事業等の廃止・失業した世帯の場合】
◇世帯主が新型コロナウイルス感染症の影響により、事業等の廃止や失業したことが分かるもの（退職証明書、解雇通知書、雇用保険受給資格者証、廃業届、休業届など）

◆減免割合は

世帯主の前年合計所得	３００万円以下	４００万円以下	５５０万円以下	７５０万円以下	1,０００万円以下
減免割合	１０／１０	８／１０	６／１０	４／１０	２／１０

※新型コロナウイルスの影響により、世帯主が失業又は事業を廃止した場合には、前年合計所得に関わらず、10／10の減免割合が適用されます。

後期高齢者医療保険料を減免します

市民生活部健康推進課　☎22-0370
各総合支所市民サービス課

◆対象となる世帯は

後期高齢者医療保険に加入している方で、次のいずれかに該当する方

1．新型コロナウイルス感染症により、世帯主が死亡又は重篤な傷病を負った方
2．新型コロナウイルス感染症の影響により、世帯主の収入の減少が見込まれ、以下の全てに該当する方
　◇世帯主の事業収入、不動産収入、山林収入又は給与収入（事業収入等）のいずれかの減少額が、前年の事業収入等の額の３０％以上であること。
　◇世帯主の前年の合計所得金額が１,０００万円以下で、減少することが見込まれる事業収入等に係る所得以外の前年の所得の合計金額が４００万円以下であること。

◆申請期間は　令和４年３月31日まで

◆減免割合は

左記の１に該当する場合は全額減免、左記の２に該当する場合は世帯主の前年の合計所得金額により、２割～１０割減免※

※前年の合計所得による減免割合は「国民健康保険税の減免」の表と同様です。

◆減免の対象となる後期高齢者医療保険料

	普通徴収	特別徴収
令和３年度	１期～９期	４月～翌２月

（納期限が令和３年４月１日から令和４年３月３１日までの間にあるもの）※過随期分含む

◆申請に必要なものは

申請に必要な書類は「国民健康保険税の減免」と同様です。

◆徴収猶予

減免対象者のうち、納期限の変更で納付が可能と認められた場合に申請が行えます。

介護保険料を減免します

市民生活部介護福祉課　☎22-1350
各総合支所市民サービス課

◆対象となる方は

介護保険の第一号被保険者（６５歳以上）で次のいずれかに該当する方

1．新型コロナウイルス感染症により、世帯主（主たる生計維持者）が死亡又は重篤な傷病を負った方（り患世帯）

2．新型コロナウイルス感染症の影響により、世帯主の収入の減少が見込まれ、以下の全てに該当する方（減収世帯）

◇世帯主の令和３年分の事業収入、不動産収入、山林収入又は給与収入（事業収入等）のいずれかの減少額が、前年のその収入の３０％以上であること。

◇世帯主の減少した事業収入等に係る所得以外の前年所得額の合計が４００万円以下であること。

◆申請期間は　令和４年３月31日まで

◆減免される期間は

令和３年４月１日から令和４年３月３１日まで

◆申請に必要なものは

申請書、以下の事実が確認できる書類（写し可）

【り患世帯の場合】

◇医師の診断書、死亡診断書など

【減収世帯の場合】

◇事業の内容が分かるもの（登記簿謄本など）

◇昨年の収入が分かるもの（給与所得の源泉徴収票、確定申告書の控えなど）

◇令和３年１月から申請する月までの収入が分かるもの（給与明細書、収入と必要経費が確認できる帳簿など）

【事業等の廃止・失業した世帯の場合】

◇世帯主が新型コロナウイルス感染症の影響により、事業等の廃止や失業したことが分かるもの（退職証明書、解雇通知書、雇用保険受給資格者証、廃業届、休業届など）

◆減免割合は

① 対象となる保険料額

$$\frac{\text{保険料額} \times \text{減収が見込まれる事業収入等の前年所得}}{\text{前年の合計所得金額}}$$

区分	令和２年中の合計所得金額等	減免割合
り患世帯	所得要件なし	１０分の１０
減収世帯	事業を廃止または失業した場合	①で計算された金額の１０分の１０
減収世帯	２１０万円以下であるとき	①で計算された金額の１０分の１０
減収世帯	２１０万円を越えるとき	①で計算された金額の１０分の８

市県民税、固定資産税、国民健康保険税を徴収猶予します

総務部税務課　☎22-1121
各総合支所市民サービス課

◆市県民税、固定資産税、国民健康保険税の徴収猶予とは

下記の「対象となる方」の市税の徴収を一定期間猶予するものです。

◆対象となる方は

新型コロナウイルス感染症による影響を受け、収入が減少したことにより、定められた期限内に市税を納付することができないことが申請により認められた方

◆申請期間は　随時

◆猶予される期間は

申請された日から原則１年以内

◆申請に必要なものは

申請書、減収を証明する書類
収入が著しく減少したこと、若しくは減少することが見込まれることが分かる資料（帳簿など）

介護保険料を徴収猶予します

市民生活部介護福祉課　☎22-1350
各総合支所市民サービス課

◆介護保険料の徴収猶予とは

下記の「対象となる方」の保険料徴収を一定期間猶予するものです。

◆対象となる方は

新型コロナウイルス感染症による影響を受け、収入が減少したことにより、定められた期限内に保険料を納付することができないことが申請により認められた第１号（６５歳以上）被保険者

◆申請期間は　令和４年２月２８日まで

◆猶予される期間は

納期の到来する保険料の全額を対象として６か月以内で徴収を猶予

◆申請に必要なものは

申請書、減収を証明する書類
収入が著しく減少したこと、若しくは減少することが見込まれることが分かる資料（帳簿など）

奨学資金償還金の償還期間を猶予します

教育部教育総務課
☎42-3511

◆奨学資金償還金の償還猶予とは

下記の「対象となる方」の奨学資金の償還を一定期間猶予するものです。

◆対象となる方は

新型コロナウイルス感染症による影響を受け、収入が減少したことにより、奨学資金を償還することができないことが申請により認められた方

◆申請期間は　令和４月３月31日まで

◆猶予される期限は

各月納入期限から１年以内

◆申請に必要なものは

申請書、減収を証明する書類
収入が著しく減少したこと、若しくは減少することが見込まれることが分かる資料（帳簿など）

２．申請期限の延長

『生活福祉資金（緊急小口資金）貸付制度』及び『生活福祉資金（総合支援資金）貸付制度』の申請期限が延長されました。

支援制度名称	変更前	変更後
生活福祉資金（緊急小口資金）貸付制度【特例貸付】	令和２年３月２５日から令和３年３月末日まで	令和２年３月２５日から**令和３年６月末日まで**
生活福祉資金（総合支援資金）貸付制度【特例貸付】	令和２年３月２５日から令和３年３月末日まで	令和２年３月２５日から**令和３年６月末日まで**

３．新型コロナウイルス感染症拡大防止協力金について

県からの営業時間短縮の協力要請等に応じて協力金が支給されます

商工観光部産業戦略課
☎22-1220

宮城県では、接待を伴う飲食店及び酒類を提供する飲食店を対象に、営業時間短縮の協力要請等を行っています。全期間ご協力いただいた事業者に、協力金が支給されます。

◆営業時間短縮等の協力要請期間

令和３年４月５日（月）午後９時から
令和３年５月６日（木）午前５時まで

◆要請内容

営業時間の短縮（午後９時までに短縮）

◆拡大防止協力金　１施設あたり124万円

（1日あたり　４万円×３１日間分）

◆対象施設

食品衛生法の営業許可を取得している次の施設
（１）接待を伴う飲食店
（２）酒類を提供する飲食店（カラオケ店等を含む）

◆協力金の申請方法等

申請方法については、後日、栗原市ウェブサイトでお知らせします。

◆営業時間短縮の相談窓口

宮城県時短要請相談窓口
☎022-211-2332（受付時間9：00～17：00）
または、宮城県ウェブサイトでご確認ください。

［編集・発行］栗原市企画部市民生活再生推進室
〒987-2293　宮城県栗原市築館薬師一丁目7番1号　電話：0228-22-1125　FAX：0228-22-0313